



第12期

島根県地球温暖化防止活動推進員

活動の手引き

この「活動の手引き」は、推進員の皆さんの位置づけや役割、協力する機関の役割、活動の内容等を記載したものです。



島根県 環境生活部 環境政策課
島根県地球温暖化防止活動推進センター

目 次

	項 目	ページ
1.	島根県地球温暖化防止活動推進員の位置づけ	1
2.	推進員の委嘱要件	1
3.	推進員の役割	1
4.	推進員に期待される活動	2
5.	推進員の待遇	2
	地球温暖化防止活動推進員の活動例	3
6.	推進員の活動に協力する関係機関	4
7.	推進員の活動報告	5
8.	推進員の資質向上	5
9.	推進員をやめていただくとき	6
10.	推進員の服務	6
11.	こんな時には？	7
	（1）申込書に記載した内容に変更があるとき	
	（2）推進員をやめるとき	
	（3）新規に推進員になりたい知人がいるとき	
12.	その他	9
参考	関係機関 連絡先一覧	10
	島根県地球温暖化防止活動推進員制度運営要綱	11
	しまねエコライフサポーター設置要綱	22

1. 島根県地球温暖化防止活動推進員の位置づけ

島根県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第 37 条の規定に基づき、島根県知事が委嘱をした方です。

第 37 条 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

2. 推進員の委嘱要件

委嘱の期間・要件は、島根県地球温暖化防止活動推進員制度運営要綱（以下「要綱」という。）で定められています。

（委嘱期間）

第 3 条 委嘱日から 2 年を限度とする。ただし、再任を妨げない。

（委嘱の要件）

第 4 条 推進員は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （1）しまねエコライフサポーターとして登録している者
- （2）島根県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者
- （3）市町村、地域協議会、センター、県及びしまエコ会議（以下「関係機関」という。）の行う施策に協力して、行動できる者
- （4）次にあげる要件のいずれかに該当する者
 - ア センターが実施する島根県地球温暖化防止活動推進員養成研修を修了した者
 - イ 現に研究機関又は高等教育機関において環境問題に携わっている等地球温暖化対策について高度な知識、活動実績等を有すると認められる者
 - ウ 継続を希望する者のうち、第 11 条に定める活動報告等により活動実績を有すると認められる者

✓ 第 12 期の任期は、令和 6(2024)年 12 月 1 日～令和 8(2026)年 11 月 30 日です。

3. 推進員の役割

推進員は、自ら率先して日常生活における地球温暖化防止対策を実践するとともに、県、市町村、島根県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）などと連携し、地球温暖化防止の重要性を県民に伝え、地球温暖化防止につながるきめ細やかな対策の普及・啓発につとめることで、県民の中に地球温暖化防止の意識や取り組みを浸透させる役割を担います。

4. 推進員に期待される活動

温対法第 37 条第 2 項で、推進員の活動が定められています。

第 37 条

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一. 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二. 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- 三. 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 四. 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

要綱第 9 条で、島根県における推進員の活動を定めています。

(推進員の活動)

第 9 条 推進員は、自らが日常生活において地球温暖化対策を実践するとともに、センターが行う研修に積極的に参加する等により、推進員としての資質向上に努める。

2 推進員は、地域において関係機関と連携し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めること。
- (2) 県民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- (3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は関係機関が行う施策に必要な協力をすること。

3 前 2 項の活動については、原則として無報酬により行うものとする。

- ✓ 推進員の経験や知識は一人ひとり違い、それぞれができることにも違いがあります。
- ✓ 経験豊富な推進員と一緒に地域での活動を行うことや、研修などを通して知識や技術の向上を図っていきましょう。

5. 推進員の待遇

- ✓ 推進員の活動は、原則としてボランティアです。
- ✓ 推進員は知事から委嘱されますが、公務員としての身分を持つものではありません。

地球温暖化防止活動推進員の活動例

(1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めること。

- ✓ 地域の文化祭にブースを出展、学校や公民館で地球温暖化に関する劇を上演する等により、住民へ温暖化問題を伝える。
- ✓ 地域で地球温暖化に関する学習会等の活動を企画・実施する。
- ✓ 専門性を高めるための研修に積極的参加し、市町村や地域協議会などが開催する学習会等で各種資料を使いながら話をする。

・・・など

(2) 県民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。

- ✓ センター等が作成した啓発リーフレットを使って、知人に家庭の省エネについてアドバイスする。
- ✓ うちエコ診断士の資格を取り、県内の診断実施機関に登録して診断を実施する。

・・・など

(3) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

- ✓ 市町村や公民館の広報誌等に、家庭の省エネに関する記事を掲載する。
- ✓ 公民館等でエコクッキング教室や環境に関するイベント等を開催する。
- ✓ 地域住民と一緒に、各家庭で生ごみ堆肥化などに取り組む。
- ✓ 森林保全活動等に取り組む団体の活動に協力し、温暖化対策の視点をプラスする。

・・・など

(4) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は関係機関が行う施策に必要な協力をすること。

- ✓ 県やセンター、市町村や地域協議会が行う環境イベント、学習会、街頭啓発活動等にスタッフとして参加する。
- ✓ センターが企画する幼・保育園児を対象としたミニエコ講座で、環境をテーマとする絵本の読み聞かせ、マイバック作りを行う。
- ✓ 活動を通じて得た地球温暖化対策に関する情報、事例、意見等を、県やセンター、その他関係機関に提供する。
- ✓ しまねエコライフ推進会議や市町村地域協議会の運営、県・市町村の計画づくりや事業の企画・立案に携わる。

・・・など

6. 推進員の活動に協力する関係機関

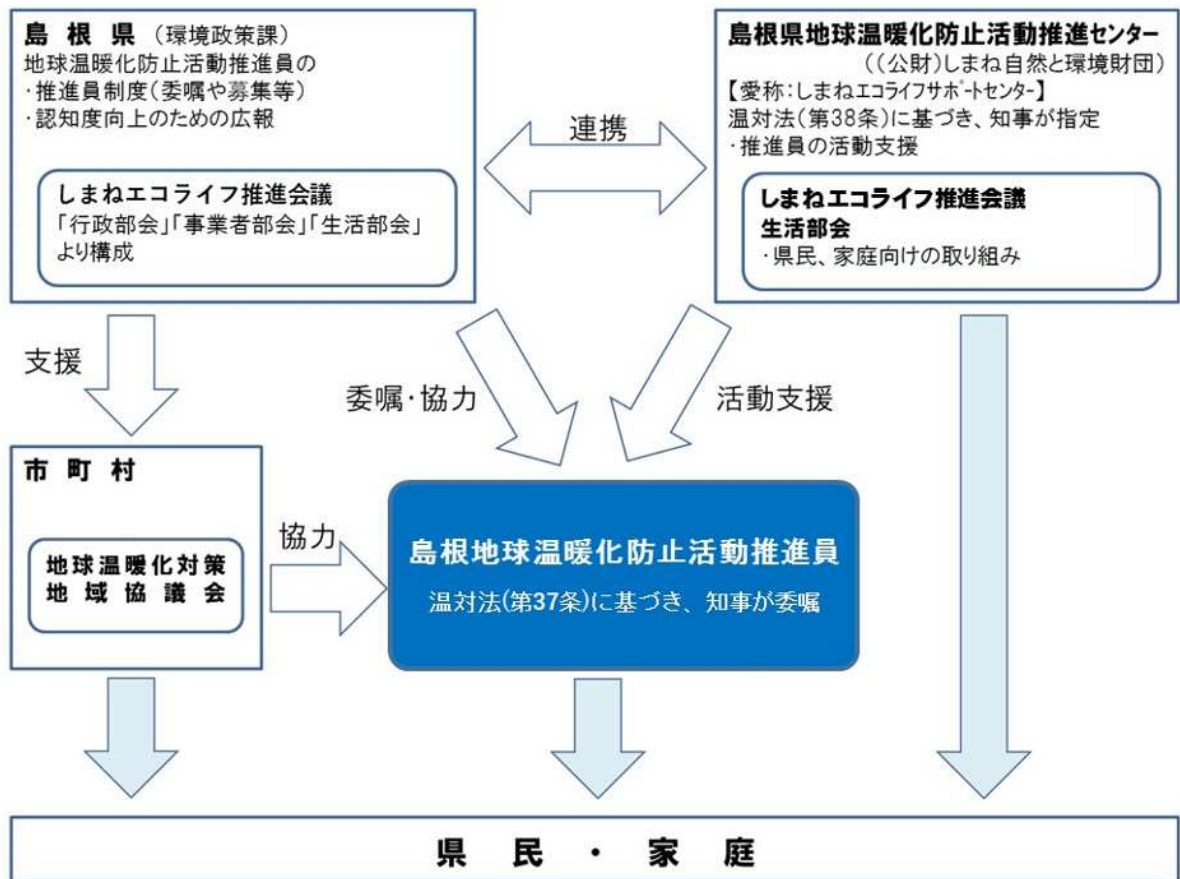
推進員の活動へ協力する機関は要綱第10条で定められており、制度の円滑な運用のため要綱第13条により推進員の氏名等を共有しています。

(推進員活動への協力)

第10条 関係機関は、推進員の地球温暖化防止活動に協力するものとする。

(推進員の住所等の情報提供)

第13条 県は、関係機関との連携により地球温暖化防止活動推進員制度を円滑に運営するため、推進員の氏名、生年月日、住所、連絡先、主な活動地域などを掲載した推進員名簿を作成し、居住及び主な活動地域となる市町村とその市町村の地域協議会、センター及び温対協に提供する。



※市町村地球温暖化対策地域協議会【地域協議会】…温対法に基づき組織されている団体

県内12市町で設立されています(R6.4.1現在)

(松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、奥出雲町、邑南町、津和野町、海士町、西ノ島町)

※島根県地球温暖化防止活動推進センター【センター】…温対法に基づき県が指定している機関

H20.4月に「公益財団法人しまね自然と環境財団」を指定している

7. 推進員の活動報告

要綱第 11 条及び 12 条で推進員の活動報告と活動経費について定められています。

(活動報告)

第 11 条 推進員は、第 9 条第 2 項の活動を行った場合は、毎年センターが指定する日までに、センターに報告するものとする。

2 報告は、センターが定める島根県地球温暖化防止活動推進員活動報告書により行う。

3 センターは、提出された報告書を処理した後に、とりまとめて知事に報告すること。

(活動経費)

第 12 条 第 11 条の規定により、報告書が提出された者には、予算の範囲内でセンターから年間の活動経費を 3 月末までに推進員が指定する口座に支払う。

(1) 報告書は、毎年 1 回、センターが指定する日までに提出してください。

(2) 報告書の送付先及び活動経費の支払事務は、島根県地球温暖化防止活動推進センター（公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所）で行います。

8. 推進員の資質向上

センターでは、地球温暖化問題に関する基礎知識や最新の情報、各種啓発ツールの活用方法、普及啓発において大切なコミュニケーション力など、推進員の皆さんが活動される上で必要なスキルを身につけていただく各種研修を企画・実施します。

また、推進員同士が連携して、よりよい活動ができるよう支援します。

	内 容
1 基礎研修	推進員活動の基礎的な知識や技術を学ぶ研修
2 課題別研修	地域の課題やニーズ、活動のテーマに沿った研修
3 スキルアップ研修	よりの能力の高い推進員養成のため、特定の知識や技量などを強化する研修
4 その他	一般県民向けセミナーや推進員が企画・実施する学習会等を推進員研修として位置づける場合があります

✓ 研修受講に必要な旅費は、センターからお支払いします。

なお、研修の内容によっては自己負担を伴う場合もあります。

9. 推進員を辞めていただくとき

要綱第8条で推進員を辞めていただく場合が定められています。

(推進員の解嘱)

第8条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解嘱することができる。

- (1) 推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 推進員としてふさわしくない言動や行為があったと認めるとき。
- (3) 推進員の地位を利用して、営利活動、宗教活動等を行ったとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合。
- (5) 推進員が死亡したとき。
- (6) その他推進員として適当でないと認められるとき。

✓ 推進員としてのふるまいに留意しましょう。

10. 推進員の服務

要綱第14条で推進員の服務が定められています。

(服務)

第14条 推進員は、次のことに留意すること。

- (1) 第9条で定める活動をするときは、第5条第3項の推進員証を携帯し、関係者から請求があったときはこれを提示すること。
- (2) 推進員証は、推進員の業務以外に使用しないこと。
- (3) 推進員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (4) 推進員の身分を失ったときは、推進員証を直ちに島根県に返付しなければならない。
- (5) 活動に伴い得た個人情報については、守秘義務を厳守すること。推進員の委嘱が解かれた後も同様とする。

✓ 推進員証の紛失、個人情報の取り扱いには十分注意しましょう。

11. こんな時には？

(1) 申込書に記載した内容（氏名、住所、連絡先など）に変更があるとき

県（環境政策課）へ「変更届（様式第5号）」を提出して下さい。

ただし、居住地が島根県外となる場合は、推進員の要件を満たさなくなりますので、

「(2) 推進員をやめるとき」の手続きを取って下さい。

【要綱第5条第4項】

(2) 推進員をやめるとき

県（環境政策課）へ「辞任届（様式第6号）」を提出し、「推進員証」を返却して下さい。

【要綱第6条、第7条】

(3) 新規に推進員になりたい知人がいるとき

センターが実施する推進員養成研修を受講する必要があります。

まずは、「しまねエコライフサポーター」へ登録してください。

→「しまねエコライフサポーター申込書」が22ページにあります。

また、島根県環境政策課ホームページにも掲載しています。

しまねエコライフサポーター申込

検索 🔍

※申込書は、県（環境政策課）へ提出してください。

■「しまねエコライフサポーター【登録】」と「島根県地球温暖化防止活動推進員【委嘱】」の違いは？

名称	しまねエコライフサポーター【登録】	島根県地球温暖化防止活動推進員【委嘱】
根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律による規定はありません。 ・ 「島根県環境基本条例」に基づいた、島根県独自の制度です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に規定されています。
県との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県（環境政策課）へ登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事が委嘱
対象者、要件 委嘱（登録）期間 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以上の県内居住者を対象として、広く募集します。 ・ 登録期間に決まりはありません。（やりたくなくなった時から、やめたくなくなるまで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ しまねエコライフサポーターに登録している方を対象とします。 ・ 委嘱期間は2年間（継続可）とします。 <div data-bbox="454 257 566 996" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>新規：「センターが実施する推進員養成研修の修了」 継続：「活動報告等により活動実績がある人」</p> </div>
研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・ しまね自然と環境財団が実施する「県民向けセミナー」へ参加していただくことを想定しています。 ・ セミナーへは、可能な範囲で参加して頂ければ結構です。 <div data-bbox="678 1411 726 1769" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>旅費の支給（費用弁償）・・・無し</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進員を対象として、活動に必要な知識やスキルを養うための研修（推進員研修）を実施します。 ・ 上記趣旨から、推進員研修に参加していただく必要があります。 <div data-bbox="678 616 726 985" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>旅費の支給（費用弁償）・・・有り</p> </div>
活動内容	<p>自らができる範囲で、環境に配慮した持続可能な社会づくりに寄与する下記の活動に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）日常生活で環境の保全につながる取組を実施する （2）しまね自然と環境財団松江事務所が行うセミナー等に参加する （3）県、市町村とその市町村の地球温暖化対策地域協議会、しまね自然と環境財団が行う普及啓発に協力する <div data-bbox="1093 1052 1173 1769" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「自らが出来る範囲」で取り組んで頂くことを想定していますので、個人によって取組内容や程度にばらつきがあっても構わないと考えます。</p> </div>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自らが日常生活において地球温暖化対策を実施するとともに、センターが行う研修に積極的に参加する等により、推進員としての資質向上に努める。 2. 推進員は、地域において関係機関と連携し、次の各号に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> （1）地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深めること。 （2）県民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の削減等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。 （3）地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。 （4）温室効果ガスの排出の削減等のために国又は関係機関が行う施策に必要な協力をすること。 <div data-bbox="1093 257 1204 996" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>温対法に規定されている活動を行うことを目標としています。 また、地域で活動を行うグループのリーダー的役割を自発的に行うことを期待します。</p> </div>
活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動に対する報酬はありません。【ボランティア】 ・ 個人に対して、活動経費をお支払いすることもありません。 <div data-bbox="1332 504 1412 1556" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>推進員とサポーターで3名以上のグループ（サポーターズ）をつくって活動することもできます。 グループ（サポーターズ）で実施する活動については、別途、活動経費を支援する場合があります。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動に対する報酬はありません。【ボランティア】 ・ ただし、活動報告書を出された場合、個人に対して年間5,000円の活動経費をお支払いたします。

12. その他

保険の加入について

万が一の場合に備えて保険に加入しますので、推進員の活動をしている際に事故に遭った場合は、速やかにセンターにご連絡ください。

関係機関 連絡先一覧（令和6年4月時点）

市町村	担当課	電話 (FAX)	地域協議会
松江市	環境エネルギー課	0852-55-5271 (55-5497)	まつえ環境市民会議
浜田市	環境課	0855-25-9008 (22-9100)	浜田市地球温暖化対策地域協議会 (はまだエコライフ推進隊)
出雲市	環境政策課	0853-21-6741 (21-6597)	出雲市地球温暖化対策協議会
益田市	環境衛生課	0856-31-02201 (31-1139)	益田市地球温暖化対策地域協議会
大田市	環境政策課	0854-83-8071 (82-6667)	大田市地球温暖化対策地域協議会
安来市	環境政策課	0854-23-3102 (23-3188)	安来市地球温暖化対策地域協議会
江津市	市民生活課	0855-52-7936 (52-1557)	江津市地球温暖化対策推進協議会
雲南市	環境政策課	0854-40-1033 (40-1039)	
奥出雲町	町民課	0854-54-2510 (54-0051)	奥出雲町地球温暖化対策地域協議会
飯南町	住民課	0854-76-2393 (76-2845)	
川本町	町民生活課	0855-72-0632 (72-0635)	
美郷町	住民課	0855-75-1213 (75-1505)	
邑南町	町民課	0855-95-1114 (95-0268)	邑南町地球温暖化対策地域協議会
津和野町	環境生活課	0856-72-0309 (72-0655)	津和野町環境パートナーシップ会議
吉賀町	税務住民課	0856-77-1113 (77-1891)	
海士町	環境整備課	08514-2-1826 (2-0208)	あま環境ネットワーク
西ノ島町	環境整備課	08514-6-1748 (6-0186)	西ノ島町地球温暖化対策地域協議会
知夫村	産業建設課	08514-8-2211 (8-2093)	
隠岐の島町	環境課	08512-2-8565 (2-4050)	
島根県	環境政策課	0852-22-6514 (25-3830)	しまねエコライフ推進会議
島根県地球温暖化防止活動推進センター (しまねエコライフサポートセンター) (しまね自然と環境財団)		0852-67-3262 (67-3787)	しまねエコライフ推進会議 生活部会